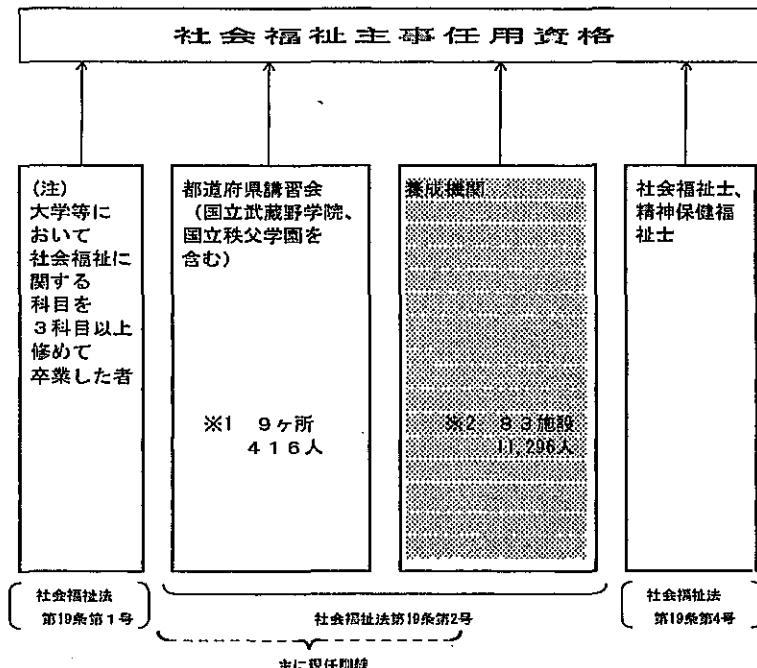


# [参考] 社会福祉主事の資格取得方法及び 社会福祉主事養成機関のカリキュラム

## 【社会福祉主事の資格取得方法】



※1 都道府県講習会9ヶ所は、H17年度の実績。

※2 社会福祉主事養成機関83施設は、H18年4月1日現在開校している養成機関の数である。なお、この83施設の中には、全社協中央福祉学院(5,400人)、日本社会事業大学通信教育科(800人)の2施設も含まれている。

### (注)【社会福祉主事の資格に関する科目指定】

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

のうち三科目以上

(「社会福祉主事の資格に関する科目指定」昭和25年厚生省告示第226号より)

## 【社会福祉主事養成機関のカリキュラム】

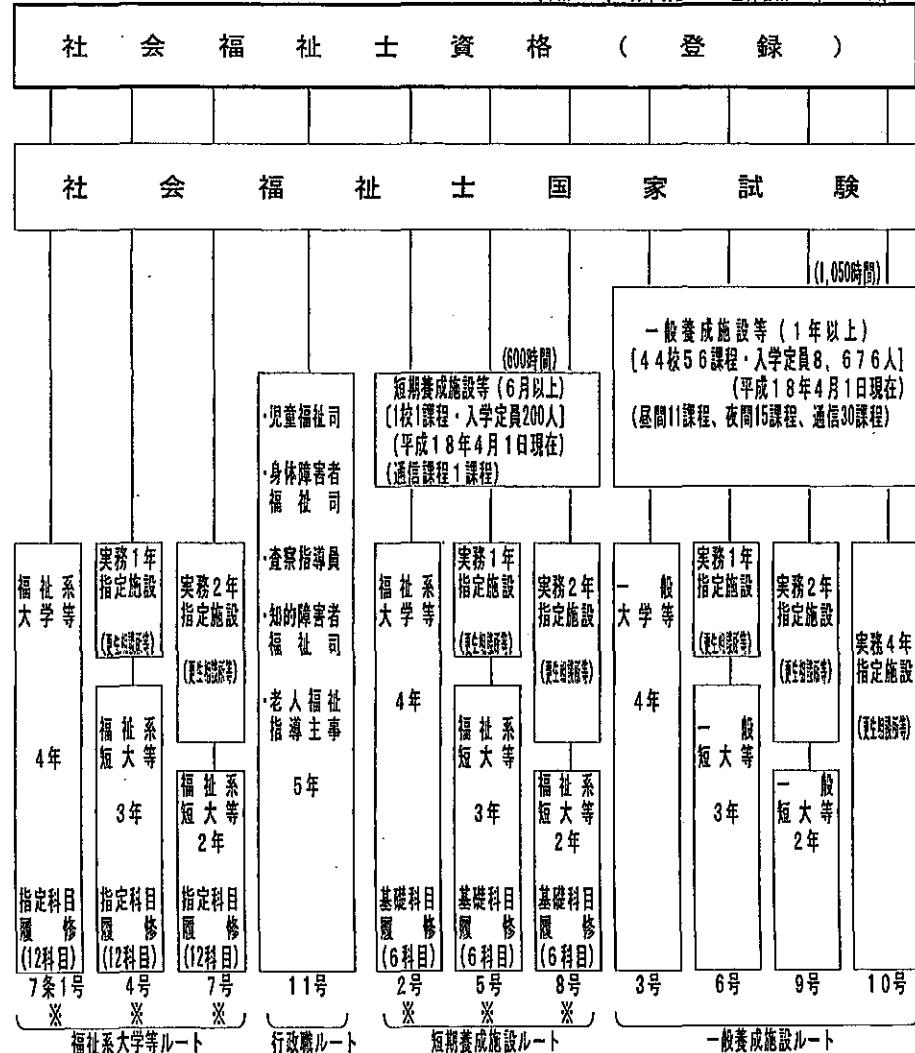
区分	科 目	時間数
必修科目	社会福祉概論	60
	社会福祉行政論	30
	社会保障論	30
	公的扶助論	30
	老人福祉論	60
	障害者福祉論	60
	児童福祉論	30
	家庭福祉論	30
	地域福祉論	30
	社会福祉援助技術論	30
	社会福祉援助技術演習	60
	福祉事務所運営論	30
	社会福祉施設経営論	60
	保健体育・レクリエーション	60
	介護概論	60
	医学一般	30
	法学	30
	経済学	30
	心理学	30
	社会学	30
	小計	810
実習	社会福祉現場実習	180
	社会福祉現場実習指導	90
	小計	270
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420
	合 計	1,500

(「社会福祉主事養成機関等指定規則」平成12年厚生省令第53号より)

# 社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像

## 【現行】

(平成18年9月末現在・・・登録者数83,027人)

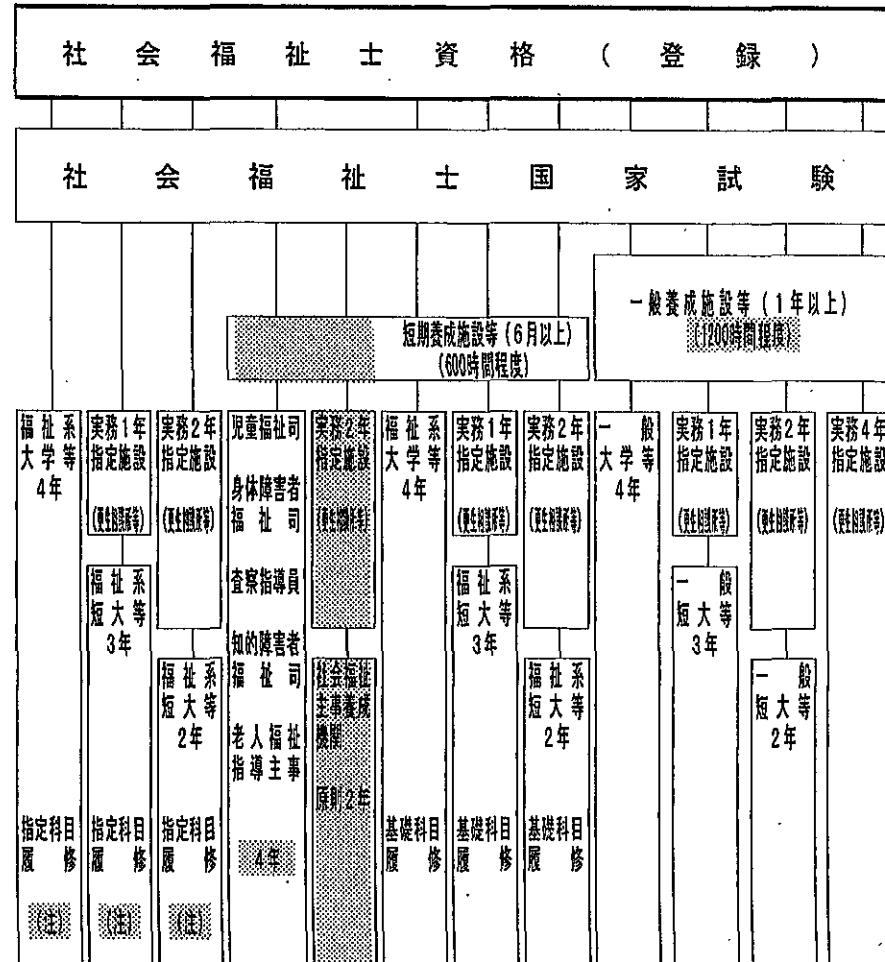


\* 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。

\* 平成18年5月現在、福祉系大学等の数は263校（大学院4校、大学182校、短大14校、専修学校63校）である。

(社)日本社会福祉士養成校協会調べ

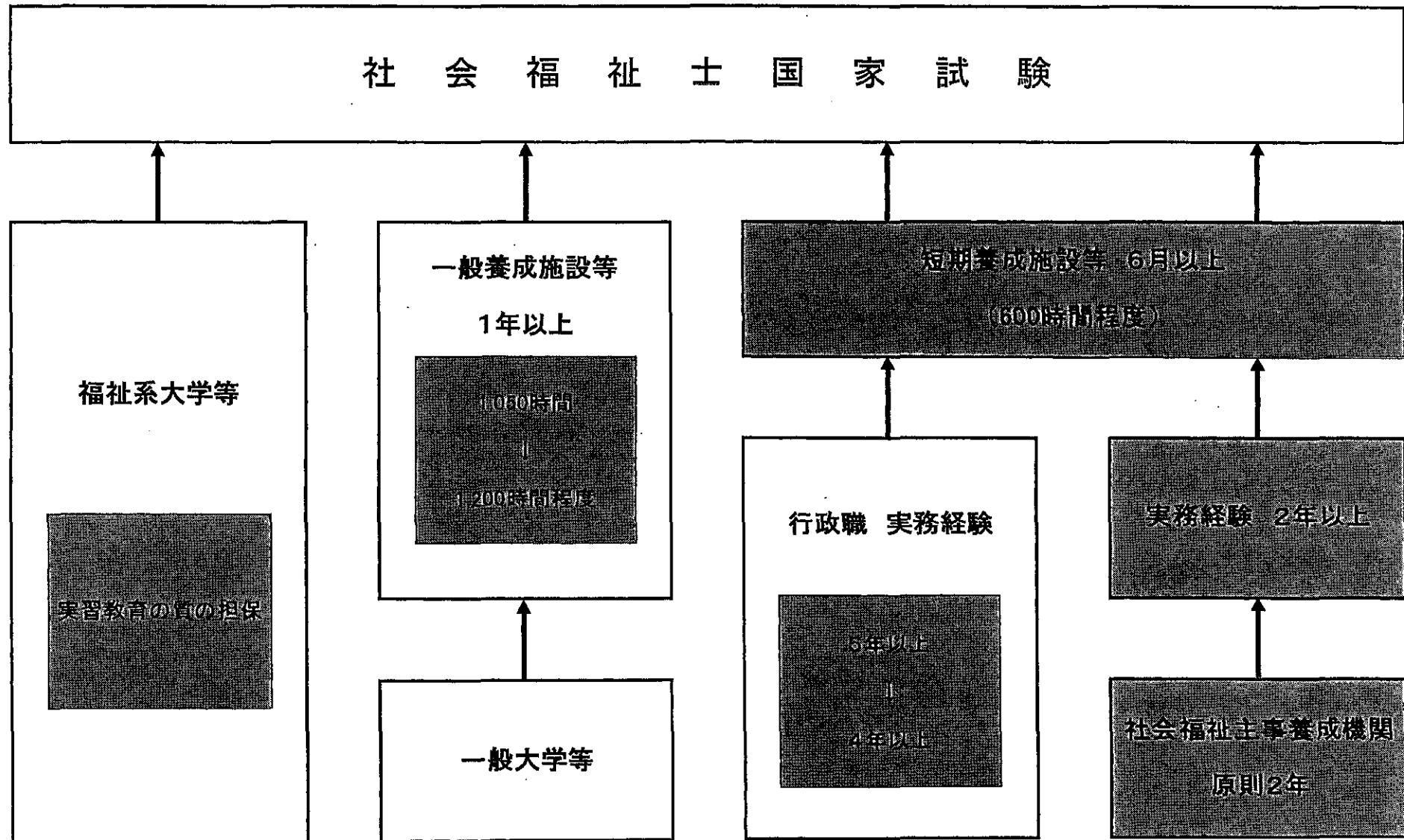
## 【改正案】



※(注)については、指定基準等において、指定科目のうち実習系科目に係る授業時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等の要件が新たに課せられる。

※色付きの部分については、今回の見直しに係る該当箇所を表す。

## [参考] 資格取得方法の見直しのイメージ



※色付きの部分については、今回の見直しに係る該当箇所を表す。

# 実施時期の考え方

## 福祉系大学等における実習教育の質の担保に係る措置

福祉系大学等における準備も考慮しつつも、できるだけ早期に実施

## 教育カリキュラムの見直し

できるだけ早期に実施することが望まれることから、各養成校での準備期間も考慮しつつ実施

(注) 新教育カリキュラムに基づく国家試験は、新教育カリキュラムの具体的な内容を踏まえつつ、養成施設の新教育カリキュラム履修者の卒業時期や、福祉系大学等における準備も念頭に置き実施

## 行政職ルートへの養成課程賦課

教育機会の準備、行政職ルート対象者への配慮も考慮しつつ実施（なお、実務経験が4年しかないが、短期養成施設の課程を履修した者の受験機会の前倒し実施も検討）

## 社会福祉主事による社会福祉士資格取得

なるべく早く途を開く観点から、教育機会の準備も考慮しつつ実施

## 今回の見直しの後の将来の検討

### 教育カリキュラムの検討

新カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、必要に応じて、実習を含む教育カリキュラム、福祉系大学での教育のあり方の更なる見直しについて検討を行う。

### 資格取得体系の検討

上記の教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて、資格取得体系の更なる見直しについても検討を行う。

### III 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ 及び魅力と働きがいのある職場づくり

## 社会福祉士の任用・活用について

### 【福祉行政分野及び社会福祉施設等について】

- 各法令において、福祉行政における任用資格（身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等）の要件に社会福祉士を位置づける。
- 福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

### 【新たに役割が期待される分野について】

- 新たに社会福祉士の役割が期待される分野として、サービスの利用支援、地域を基盤とした相談援助、新しい行政ニーズへの対応等が挙げられることも踏まえ、これらの分野において、社会福祉士の専門的な知識と技術がより有効に活用されるよう検討するとともに、その積極的な任用・活用を図るべきである。

## 社会福祉士の活動の支援について

### 【基本的方向】

- 福祉の分野において、時代の変化に応じて必要とされる知識と技術は常に変化しており、社会福祉士は資格取得後においても、自らの能力の向上に努める必要がある。
- 社会福祉士を雇用する社会福祉法人や事業者等も、職員の資質向上のための環境整備を行っていく必要がある。
- 社会福祉士の活動が国民に周知されるよう、積極的に啓発を行っていく必要がある。

### 【社会福祉士の事例集積と活動評価】

- 社会福祉士は、各制度、各分野において活動しているが、その実践活動を通して得られた、いわゆる「実践の知」については、標準化されたものとして共有化されていないのが現状である。
- このため、福祉現場で実践している社会福祉士と研究者とが協働することにより、各現場の事例を、実証科学的に分析、評価することで、社会福祉士が実践活動を開するために必要となる実践密着型の知識と技術として再構築する必要がある。
- このことに関しては、職能団体や養成校等による組織的な取り組みが期待されるところである。

## 【社会福祉士によるスーパーバイズやコンサルテーション】

- 職能団体が施設等との契約に基づき、一定期間適切な人材を派遣し、スーパーバイザーとして支援する仕組みや、施設等からの様々な相談に対し、適切な知識や技術に関するコンサルテーションを行う仕組みを構築する必要もある。
- また、高度な知識や技能を身につけた、先駆的な社会福祉実践のスーパーバイザーとして、指導的な役割を果たす社会福祉士を確保することも重要である。

## 【生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等】

- 養成施設等における養成教育と、職域における人材育成、職能団体における研修の役割を明確化し、資格取得後においても、それぞれの分野や業務、役割を考慮し、そのレベルや目的に応じて、継続的にスキルアップすることのできる環境を整備する必要がある。
- このため、体系的な研修制度を構築し、生涯にわたった能力開発を可能とする仕組みづくりが求められている。
- OJTや職能団体による研修等を通じ、より専門的知識と技術を有した社会福祉士については、国家資格とは別の資格として、関係団体が「専門社会福祉士」等として認定するような仕組みも必要である。